

税の申告書には個人番号の記載が必要です

税の申告書を提出する際は個人番号確認書類と本人確認書類の提示又は写しの添付をお願いします！！

1. 税の申告書へのマイナンバーの記載等について

マイナンバー制度が始まり、平成29年度分からの市県民税の申告書又は平成28年分からの所得税の確定申告書には、本人及び扶養親族等の個人番号（マイナンバー）を記載することとなりました。

申告書を提出する際は、申告される方の個人番号の確認と本人確認が必要となりますので、次の①又は②の個人番号確認書類及び本人確認書類をお持ちください。また、申告書の提出方法により、個人番号を確認する際の提示書類又は添付書類が異なります。

※ 扶養親族等にも個人番号を記載する必要がありますので、事前に記載できない方は、扶養親族等の方の個人番号の分かる書類のご準備をお願いします。

(個人番号確認書類及び本人確認書類)

① マイナンバーカードをお持ちの方	② マイナンバーカードをお持ちでない方
(マイナンバーカード表面) (マイナンバーカード裏面)	(通知カード※1) (本人確認書類)
	

※1 個人番号確認書類として、「個人番号が記載された住民票の写し」でも可能です。

2. 提出方法による個人番号に関する確認書類

提出方法	確認書類
申告者本人が税の申告書を窓口へ提出する場合	【申告者本人の①又は②の書類の提示】 ① マイナンバーカードの 原本 ② 通知カード及び本人確認書類（運転免許証等）の 原本
申告者以外の方が税の申告書を窓口へ提出する場合	【申告者本人の①又は②の書類の提出】 ① マイナンバーカード（表面・裏面）の 写し ② 通知カード及び本人確認書類（運転免許証等）の 写し
郵送により税の申告書を提出する場合	【申告者本人の①又は②の書類の提出】 ① マイナンバーカード（表面・裏面）の 写し ② 通知カード及び本人確認書類（運転免許証等）の 写し

(お問い合わせ先) 豊後高田市税務課市民税係 TEL0978-22-3100

確認書類貼付台紙

税の申告書を本人以外の方が窓口へ提出される場合や郵送により税の申告書を提出される場合には、個人番号確認書類及び本人確認書類の写しの添付が必要となります。

次の個人番号確認書類の区分に従って、確認書類の写しをこの台紙に貼り付けるうえ、申告書に添付して提出するか、又は確認書類の写しを申告書に添付して提出してください。

- マイナンバーカードの場合：「**A-①**」の個人番号確認書類
- 通知カード又は個人番号が記載された住民票の場合：「**A-②**」の個人番号確認書類と「**B**」の本人確認書類

A

個人番号確認書類

のりしろ

A-① マイナンバーカード(個人番号カード)の場合

この台紙にマイナンバーカードの「表面」及び「裏面」の写し(原寸大)を貼り付けてください。

A-② 個人番号の通知カード又は個人番号が記載された住民票の写しの場合

この台紙に通知カードの写し(原寸大)又は個人番号が記載された住民票の写しを貼り付けてください。

※ 通知カード又は住民票の写しの場合は、以下の本人確認書類が必要です。

B

本人確認書類

のりしろ

B 本人確認書類

マイナンバーカード以外の場合は、次のいずれかの本人確認書類等の写し(原寸大)を貼り付けてください。

(本人確認書類の例)

- ・ 運転免許証
- ・ 公的医療保険の被保険者証(健康保険証)
- ・ 身体障害者手帳
- ・ パスポート
- ・ 在留カード